

令和4年度第1回

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会

日時：令和4年8月8日（月）14:00～

会場：県庁3階大会議室

次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会について
- (2) 令和4年度の進め方について
- (3) 公開に係る取り扱いについて

3 議 題

- (1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて
- (2) 発達障害のある人への支援に係る取組について
 - ・令和3年度の成果
 - ・令和4年度の取組方針
 - ・第4次特別支援教育推進プラン「第1次案」について

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

○ 発達障害者支援法（抄）	1
○ 岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱	2
○ 委員名簿	5
○ 令和4年度の進め方について	6
○ 岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会の公開に係る取扱い	7
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて	9
○ 発達障害のある人への支援に係る取組について	26

発達障害者支援法（抄）

平成16年12月10日法律第167号

最終改正：平成28年6月3日法律第64号

平成28年8月1日施行

（発達障害者支援地域協議会）

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
 - 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和4年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区分	氏名	所属	摘要
学識	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
医療	中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	
関係機関	新谷 義和	おかやま発達障害者支援センター所長	
	高木 由里	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	森 信二	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課長	
	金平 陽子	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	青木 弘明	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	坂本 洋介	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	岩瀬 敏秀	岡山県保健所長会長	
	畦田 広子	真庭市発達発育支援センター長	
労働	高原 重夫	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	奥岩 健治	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教育	苅田 直樹	岡山県教育庁義務教育課長	
	中村 正芳	岡山県教育庁高校教育課長	
	小林 伸明	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	木下 聰子	岡山県総合教育センター教育支援部長	
	原田 昌樹	岡山県総務部総務学事課長	
学校	田中 光彦	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	
	木村 泰清	岡山県特別支援学校長会長	

令和4年度 岡山県発達障害者支援地域協議会及び
岡山県広域特別支援連携協議会の進め方について

開催時期	協 議 内 容
第1回 8月8日	<ol style="list-style-type: none">1 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて（R 3 実施状況及びR 4 取組方針）2 発達障害のある人への支援に係る取組について<ul style="list-style-type: none">・令和3年度の成果・令和4年度の取組方針・第4次特別支援教育推進プラン「第1次案」について
第2回 1月 (予定)	<ol style="list-style-type: none">1 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて（R 4 実施状況）2 第4次特別支援教育推進プランについて（報告）3 通級による指導におけるＩＣＴ活用研究事業について

岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援地域協議会の公開に 係る取り扱い

岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）及び岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括または会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の遅くとも1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1公開基準」の各号に該当する場合であって、委員が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

岡山県行政情報公開条例（抜粋）

(公文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは条例(次号及び第二十六条において「法令等」という。)の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

二 省略

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四 省略

五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不當に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六～七 省略

県の各種計画における発達障害者支援施策の位置付けについて

第3次晴れの国おかやま生き活きプラン（令和3年度～令和6年度）

重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造

①保健・医療・福祉充実プログラム

○推進施策

発達障害のある人のトータルライフ支援の推進

発達障害のある人が、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、かかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

第4期岡山県障害者計画（令和3年度～令和7年度）

I 地域生活の支援

1 相談支援体制の構築

（2）発達障害のある人への相談支援

○医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野が相互に連携し、乳幼児期における早期発見・早期支援、学齢期における支援の情報の引継ぎ、成人期における就労支援等ライフステージに応じた適切な支援により、自立した生活を送り、社会参加できるよう、切れ目のないトータルライフ支援に取り組みます。

○各保健所・支所において、発達障害の疑いのある子どもに対して児童精神科医など専門医による相談を実施することにより、早期発見、早期支援による子育ての環境整備を図ります。

○地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題を協議するとともに、市町村発達障害者支援コーディネーターとの連携のもと、県発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。

○県民の発達障害への理解を促進するとともに、発達障害の理解がある身近なかかりつけ医等の医療資源や、身近な地域で発達障害のある人やその家族を温かく見守り支援する人材を確保すること等により、地域全体で発達障害のある人を支える共生社会づくりを推進します。

○不安を抱える保護者への相談助言を行うペアレントメンターの養成・派遣等を行うとともに、ペアレントプログラム等の子育て応援プログラムの導入・普及や家族、保護者が安心して過ごすことができる支援拠点づくり等を促進することにより、発達障害のある人の家族等も含めたきめ細かな支援に取り組みます。

4 障害のある子どもへの支援の充実

○発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。

5 人材の育成・確保

○発達障害のある人の様々なニーズに対応できる幅広い人材を育成します。

- ・発達障害児支援保育士等研修事業
- ・児童養護施設等対応機能強化事業

III 教育の振興

1 インクルーシブ教育システムの推進

(6) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもの支援のため、市町村、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等が連携して、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育に努めます。

数値目標

ペアレントメンターの人数 現状（R1;2019）48人→目標（R7;2025）60人

第6期岡山県障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）

※岡山県障害者計画に定める事項を実現するための具体的目標等を定める計画

第4章 重点的な取組

第1節 地域生活移行の促進

4 発達障害のある人への支援の充実

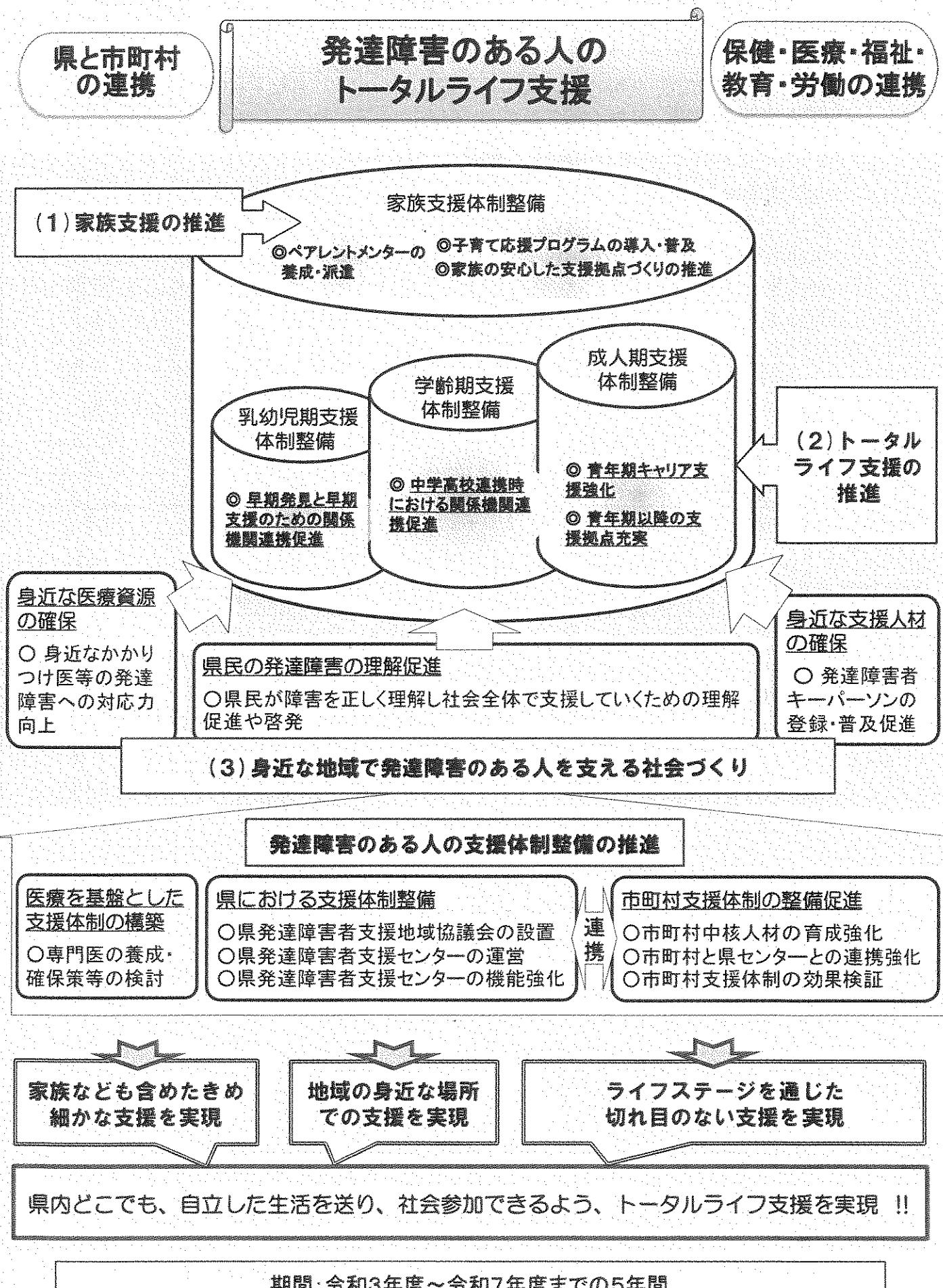
発達障害のある人が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

活動指標

(4) 発達障害者支援等に対する支援に関する指標

項目	現状 2019年度	目標 2023年度	備考
発達障害者支援地域協議会の開催回数	3回	3回	県及び岡山市の数値目標を合算して計上
発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,779件	3,800件	
発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	263件	330件	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数	314件	320件	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	－	90人	
ペアレントメンターの人数	48人	55人	
ピアサポート活動への参加人数	－	300人	

第3期発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト(令和3年度～令和7年度)



期間：令和3年度～令和7年度までの5年間

発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの 実施状況について

1 家族支援の推進

(1) ペアレントメンターの養成・派遣

発達障害のある子どもを育ててきた保護者で規定の研修を修了したペアレントメンターが岡山県に48名登録されており、発達の気になる子どもを育てる保護者の話を傾聴・共感しながら、地域で保護者が孤立することのないよう子育てを応援する。また、地域で家族支援を行う支援者に対しても、自らの経験を話すことで、より家族に寄り添った家族支援の充実を図る。

○年度別派遣実績 (単位：人・件)

	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
実派遣件数	39	47	52	19	25
延派遣件数	85	143	129	70	69
実派遣メンター数	24	31	29	16	21
延派遣メンター数	109	229	210	127	94

○依頼機関別派遣実績（令和3年度）

依頼機関	実件数	延件数
行政（福祉）	4	30
行政（保健）	2	7
行政（子育て）	2	2
教育	5	10
自立支援協議会	4	8
公民館	1	1
親の会	1	1
児童発達支援事業所	2	2
医療機関	0	0
県センター、市センター、市町村Co	2	5
その他	2	3
計	25	69

○活動内容別派遣実績（令和3年度）

活動内容	実件数	延件数
啓発研修	9	14
サポートブック作成	2	2
ペアレント・トレーニング	4	8
茶話会・座談会	7	12
啓発研修+茶話会・座談会	1	1
その他（診断前親子教室等）	2	32
計	25	69

(2) 家族支援のスキル向上支援

発達障害の特性理解を踏まえた子どもへの接し方等を学ぶ子育て応援プログラムの導入・普及に取り組むとともに、発達障害の診断を受けた子どもの保護者や家族が安心して過ごすための支援の場づくりに県内全市町村が取り組めるよう研修を実施する。

2 トータルライフ支援の推進

(1) 乳幼児期の支援

ア 乳幼児期支援体制整備事業

市町村の母子保健・子育て支援・障害福祉・教育等の関係者を対象とした合同研修会の開催等により、市町村における乳幼児期の支援体制整備の推進を図る。

イ 子どもの健やか発達支援事業（健康推進課）

各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医が発達障害の疑いのある子どもに関する相談を実施するなど、早期発見・早期療育による子育て環境の整備を図る。

ウ 障害児等療育支援事業

発達障害の疑いのある子ども等が、身近な地域で療育指導、相談等を受けることができるよう、地域の療育支援施設等が巡回・訪問相談等を行う。

○年度別事業実績

年度	委託先	在宅支援訪問療育等指導事業		在宅支援外来療育等指導事業（件）	施設支援一般指導事業（件）
		巡回相談（日）	訪問相談（件）		
R元	(福) 旭川莊	2	97	21	0
	NPO東備	4	20	14	16
	(福) 笠岡市社会福祉事業会	33	0	58	90
	(福) 津山みのり学園	25	35	106	18
	(福) 津山社会福祉事業会	47	0	0	0
	計	111	152	199	124
R2	(福) 旭川莊	0	69	0	0
	(福) 笠岡市社会福祉事業会	30	0	71	100
	(福) 津山みのり学園	12	32	114	14
	(福) 津山社会福祉事業会	14	0	0	0
	計	56	101	185	114
R3	(福) 旭川莊	0	49	0	0
	(福) 笠岡市社会福祉事業会	22	0	57	100
	(福) 津山みのり学園	13	59	59	13
	(福) 津山社会福祉事業会	18	0	0	0
	計	53	108	116	113

(2) 学齢期の支援

就学前後の移行期における情報連携の取組として、支援に必要な情報を保育所・幼稚園から小学校に適切に引継ぎ、切れ目ない支援を行うためのガイドライン（平成28年度策定）の市町村への普及を図る。

また、中学校及び高等学校の教員を対象とした研修会の開催等により、中学校から高等学校への引継体制の強化に取り組むとともに、就労を見据えた自己理解や相談スキルを獲得できるよう、中学校、高等学校、保健、福祉、就労支援等関係機関の連携を促進する。

(3) 成人期の支援

発達障害のある人の職場研修事業や、発達障害のある人の雇用促進に向けた研修会を開催することにより、就労サポート体制の整備を進める。

○発達障害のある人の職場研修事業（平成28年度～）

- ・研修期間 5週間
- ・受入人数 3人
- ・受入部署 障害福祉課、特別支援教育課

○成人期支援体制整備事業（平成29年度～）

- ・発達障害者就労支援担当者連絡会の開催
- ・発達障害のある人の雇用促進研修会の開催
- ・青年期以降の支援拠点充実事業研修会の開催

3 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

(1) 発達障害者支援地域協議会の設置

関係部局、学識経験者、親の会等で構成する発達障害者支援地域協議会を設置し、幅広い意見集約等の下に施策の推進を図る。

また、同協議会の下に、プロジェクト事業ごとに関係課等で構成するワーキンググループを設けて、施策の立案や進め方等について具体的な検討を行う。

○ワーキンググループの構成

テーマ	関係課等	検討内容等
地域支援 (H25～)	<ul style="list-style-type: none">・県健康推進課、子ども未来課、障害福祉課、子ども家庭課・教育庁特別支援教育課・県発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none">・共通支援シートを用いた就学前後における情報連携の取組促進・乳幼児期における支援体制整備と家族支援の推進・関係機関、支援者による地域ネットワークの構築、連携促進

成人期支援 (H26~)	<ul style="list-style-type: none"> ・県健康推進課、障害福祉課、労働雇用政策課 ・教育庁特別支援教育課 ・岡山障害者職業センター ・県発達障害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある人の職場研修事業及び企業・自治体向け研修 ・行政、支援機関、企業等の協働による就労サポート体制の構築
人材育成 (H27~)	<ul style="list-style-type: none"> ・県健康推進課、子ども未来課、障害福祉課 ・教育庁特別支援教育課 ・県発達障害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者キーパーソン登録・活動促進事業による多職種連携の促進等を通じた人材育成 ・公的職域研修の体系化・共通基盤化
医療連携 (H29~)	<ul style="list-style-type: none"> ・県健康推進課、障害福祉課 ・教育庁特別支援教育課 ・県発達障害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・トータルライフ支援施策の展開方法 ・専門医の養成・確保策、医療ネットワークの構築等 ・医療と他分野（福祉・教育等）との連携の在り方、その他必要な事項

（2）県発達障害者支援センターの運営

県発達障害者支援センター（本所：岡山市、支所：津山市）において、発達障害のある人や家族に対する相談支援や就労支援等を行うとともに、市町村のバックアップや関係機関の連携を促進して、全県的な支援体制の充実を図る。

○実施体制

名 称	開設年月
おかやま発達障害者支援センター	平成14年10月
おかやま発達障害者支援センター県北支所	平成20年 6月
岡山市発達障害者支援センター（ひかりんく）	平成23年11月

○主な事業内容

- ・相談支援、発達支援、就労支援
- ・関係機関等との連携（機関コンサルテーション等）
- ・個別支援のための調整会議
- ・普及啓発及び研修

○年度別相談支援実績

(単位：人・件)

		H28	H29	H30	R1	R2	R3
県	実支援人員	388	334	281	247	221	214
	延支援件数	1,456	1,074	977	1,187	1,242	1,172
岡山市	実支援人員	898	1,011	828	939	899	935
	延支援件数	2,670	3,475	3,483	3,002	2,934	3,365
合 計	実支援人員	1,286	1,345	1,109	1,186	1,120	1,149
	延支援件数	4,126	4,549	4,460	4,189	4,176	4,537

○主な相談内容

- ・就労（今後の就労、現在の職場）
- ・家庭生活（家庭でできること、行動障害）
- ・健康、医療（発達障害かどうか、告知後の不安等）
- ・教育（学校、進路）

(3) 市町村支援体制の整備促進

発達障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、発達障害者支援コーディネーターの配置等により、市町村における相談支援等の充実や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を促進する。

○発達障害に係る市町村相談窓口 26 市町村 (R4.6.1 現在)

市町村名	相談窓口名称等	開設年月
玉野市	福祉政策課	平成20年 4月
備前市	社会福祉課	平成25年 4月
瀬戸内市	福祉課	平成22年 4月
赤磐市	子ども・障がい者相談支援センター	平成22年 4月
和気町	健康福祉課	平成25年 4月
吉備中央町	福祉課	平成29年 4月
倉敷市	倉敷発達障がい者支援センター・総合療育相談センター	平成18年10月
笠岡市	子育て支援課・地域福祉課	平成18年 4月
井原市	子育て支援課・福祉課	平成25年11月
総社市	総社市障がい者基幹相談支援センター	平成21年 4月
高梁市	たかはし発達障害者支援センター	平成24年 4月
新見市	新見市障害者地域活動支援センター	平成18年11月
浅口市	社会福祉課	平成24年 4月
早島町	健康福祉課	平成25年 4月
里庄町	健康福祉課	平成30年 4月
矢掛町	健康子育て課	平成22年 4月

津山市	津山市健康増進課療育センター・障害福祉課	平成29年 4月
真庭市	真庭市発達発育支援センター	平成21年 4月
美作市	美作市発達支援センター	平成24年 4月
新庄村	住民福祉課	平成31年 4月
鏡野町	子育て支援課・総合福祉課	平成23年 4月
勝央町	勝央町総合保健福祉センター	令和 2年 4月
奈義町	こども・長寿課	平成26年 4月
西栗倉村	保健福祉課	平成30年 4月
久米南町	保健福祉課	平成31年 4月
美咲町	健康推進課	平成29年 4月

○年度別相談支援実績 (単位：人・件)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
Co.配置市町村数	18	21	23	25	26	26
実支援人員	2,246	1,982	2,274	2,325	2,712	3,134
延支援件数	7,737	7,282	8,038	7,535	11,539	16,507

(4) かかりつけ医等対応力向上事業

発達障害のある子どもの早期発見及び早期支援等のために、地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修を実施し、発達障害に関する対応力の向上を図る。

○令和3年度かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の修了者数 (単位：人)

実施内容	医 師	その他の	計
第1回（発達障害者支援基本研修）	109	158	267
第2回（発達障害者支援基本研修）	94	149	243
第3回（発達障害者支援基本研修）	131	154	285
第4回（発達障害者支援応用研修）	95	167	262
計	429	628	1,057

(5) 発達障害者支援キーパーソン活動促進事業

様々な分野・職域で発達障害者支援に携わる専門職等をキーパーソンとして登録し、研修や交流機会の提供等を通じて、トータルライフ支援の中核的人材の育成を図る。

○発達障害者支援キーパーソンの登録状況（R4.7.31現在） (単位：人)

分野	登録者数	主な構成員
医療	61	医師、看護師
保健	33	保健師
福祉	121	相談支援専門員、障害福祉サービス事業従事者
教育	70	特別支援学校教諭、特別支援コーディネーター
労働	35	障害者就労・生活支援センター職員
連携調整	47	市町村コーディネーター
家族支援	42	ペアレントメンター
計	409	

○ 専門機関での臨地研修

発達障害児（者）支援の拠点機関での臨地研修を通じて、実践的な支援のノウハウ等を習得する機会を提供する。

令和3年度は、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、実施を見合せた。

(6) 子どもの心の診療ネットワーク事業（健康推進課）

診療拠点病院が医師及び関係専門職に対する研修会や、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会を開催し、発達障害等子どもの心の問題に対応する診療関係者の育成を行う。

(7) 発達障害児支援保育士研修事業（子ども未来課）

人間形成の基礎となる乳幼児期において、子どもの発達の特性や課題を踏まえた質の高い保育を推進するために、保育士等を対象とした研修を実施する。

(8) 児童養護施設等対応機能強化事業（子ども家庭課）

児童養護施設等に入所している発達障害児等への適切な支援のために、施設職員等を対象とした研修及び事例検討を実施し、支援技術の向上等を図る。

(9) 発達障害についての正しい理解の促進

発達障害のある人が周囲の正しい理解と適切な支援により、社会の中で自立した生活を送ることができるよう、世界自閉症啓発デー（4月2日）や発達障害啓発週間（4月2日～8日）における関係団体等との協働・連携による普及啓発や、SNS等を活用した継続的な情報発信等を通じ、発達障害に関する県民の理解を促進する。

○普及啓発活動

取組名	主催者	開催場所	開催日
ブルーライトアップ	ノートルダム清心女子大学	ノートルダムホール中央棟・東棟	R4.4.2～8
	NPO法人岡山県自閉症協会	鶴山公園（北側城壁）	R4.4.2
	総社市	備中国分寺五重塔	R4.4.2～8
	新見市	新見市夢すき公園	R4.4.2～8
	岡山県	旧遷喬尋常小学校(真庭市)	R4.4.2～8
	矢掛町	嵐山公園	R4.4.2～8
街頭啓発活動	岡山県発達障害児・者の親の会連携協議会	JR岡山駅	R4.4.2
		JR倉敷駅	R4.4.2
	赤磐市、岡山県自閉症児を育てる会	マックスバリュ桜ヶ丘店	R4.4.2
啓発展示とストリートアート/演奏	NPO法人岡山県自閉症協会	岡山駅エキチカひろば	R4.4.2
パネル展示	NPO法人岡山県自閉症協会	岡山市役所1F市民ホール	R4.4.1～5
子どもたちの作品展示	NPO法人岡山県自閉症協会	津山市役所	R4.4.4～8
ONE POINT BLUE活動	倉敷市	倉敷市庁舎他	R4.4.2～8
ブルーリボン着用	赤磐市	赤磐市庁舎他	R4.4.2～8
懸垂幕の掲出	岡山市	岡山市庁舎	R4.4.1～8
デジタルサイネージによるフライヤー表示	岡山市	岡山駅南地下道	R4.4.2～8
		岡山駅東西連絡通路	
	新見市	新見市役所南庁舎 新見市立中央図書館	R4.4.2～8
啓発チラシ設置	岡山県	県内コンビニエンスストア等	R4.3.1～4.30
チラシへの掲載	高梁市	高梁市内スーパーマーケット	3月中旬～4月上旬
図書館との連携展示	岡山県	岡山県立図書館	R4.3.23～4.17
関連図書等の展示	岡山市立幸町図書館	岡山市立幸町図書館	R4.4.1～30
関連図書等の展示	岡山県発達障害児・者の親の会連携協議会	倉敷市内図書館及びライフパーク倉敷図書館	R4.4.2～8

※その他、広報誌、広報番組（テレビ・ラジオ）を活用し、啓発実施

○発達障害者支援県民理解促進事業の実施

令和3年度は、株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブに委託し、NPO法人岡山県自閉症協会にも協力いただき、啓発映像を制作し、12月5日（日）開催の公式試合（ハーフタイム）において放映するとともに、試合前に啓発パネル等の展示や啓発資材の配布等により、若い世代をターゲットとした発達障害への県民理解の促進を図った。

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 おかやま発達障害者支援センター】

令和3年度取組の成果と課題	<p>【直接支援】</p> <ul style="list-style-type: none">相談支援件数に関しては昨年度と比較しほぼ横並び 1172 件であり、その 59%が成人期であった。特に知的障害のないあるいは軽微な者のニーズが高く、成人期になって診断を受けた者への支援が多く認められた。具体的なニーズ・課題としては、在宅での生活が続く本人との今後に向けた相談、引きこもり状態にある人の家族からの相談、就労中（障害者雇用・一般雇用）の人からの相談であった。 <p>【間接支援】</p> <ul style="list-style-type: none">個別事例に関する支援助言延べ件数では、R2 年度が 179 件であったのに対し R3 年度は 311 件と大幅に増加した。支援ニーズとしては、各支援機関へのコンサルテーションやケース会議での助言、市町村 Co.への個別支援に関するサポート、強度行動障害事例に関する医療・福祉・行政との連携支援、公務部門における就労継続のための助言、支援プログラムの実施などであった。体制整備に関する支援助言延べ件数では R2 が 155 件であったのに対し R3 年度は 179 件であった。自立支援協議会への参画や各市町村の部局横断のワーキングチームへの参画を積極的に進めた。研修会・支援プログラムの実施等、普及啓発主催共催研修：延べ件数 R2 年度 32 件、R3 年度 36 件、講師派遣：R2 年度 171 件、R3 年度 211 件と大きくニーズが高まった。内容としては普及啓発やネットワーク作りに向けて、乳幼児期、学齢期、成人期、家族支援等に関する支援者向け研修会や連絡会議などを実施した。
	<p>今年度も発達障害のある人のトータルライフ支援の推進を重点的に進めていく。</p> <p>①家族支援の推進</p> <p>ペアレントメンター事業の推進、子育て応援プログラムの支援協力と地域展開、家族の安心した支援拠点つくり、支援者研修などを通し、発達障害のある子どもを持つ保護者が孤立しないよう、保護者を支えるしくみ作りについて進める。</p> <p>②トータルライフ支援の推進</p> <p>乳幼児期からの発達特性の見立てと必要な支援のケースワーク、子どもと保護者に必要な情報連携のあり方の検討等を、保健、子育て、教育、福祉等の支援機関との連携により進める。特にライフステージ移行期の引継ぎ体制についての検討をおこなう。</p> <p>③身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり</p> <p>市町村コーディネーターとの連携をより強固なものにし、各市町村の課題の共有や施策の進め方等について協議・検討をおこなうことで、地域住民にとって過不足ない支援に繋がっているのかの効果検証をおこなう。</p> <p>これらの取組みを、県、市町村の関係機関と連携しながら行い、発達障害のある本人、家族が身近な地域でライフステージを通じて必要な支援が受けられる支援体制整備を促進する。</p>

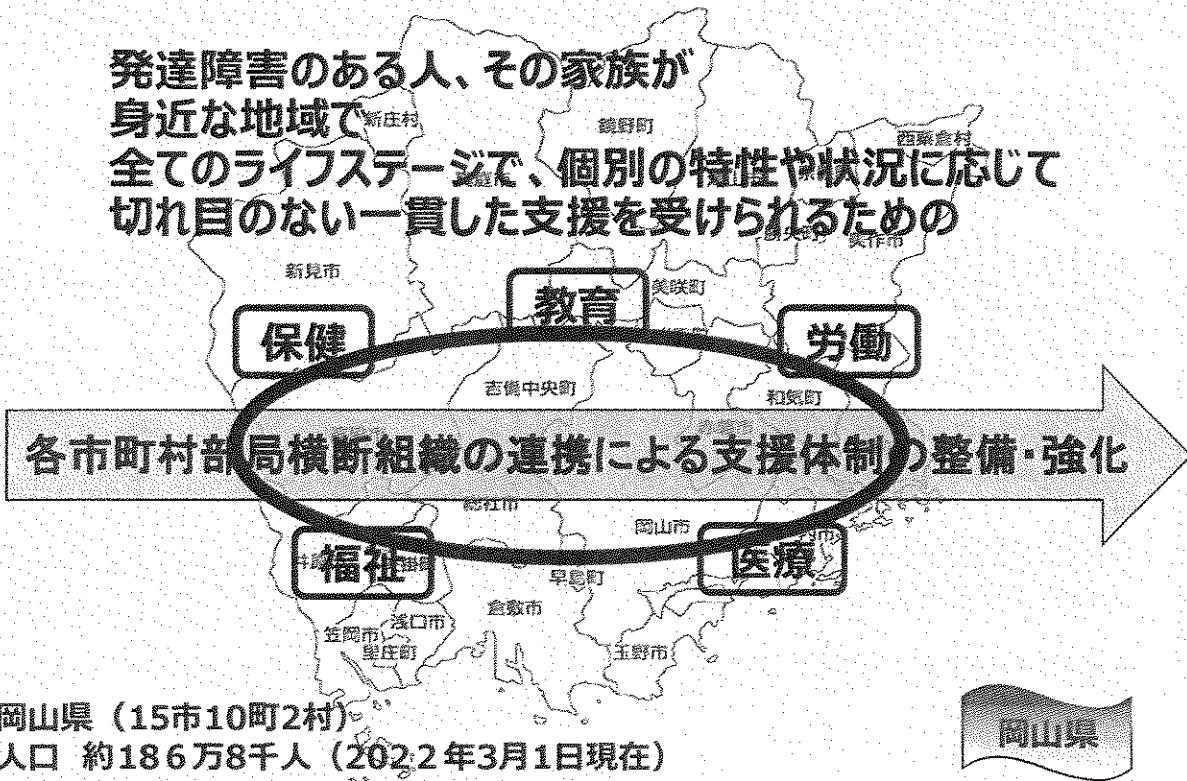
令和4年度 おかやま発達障害者支援センター

事業方針および重点課題



【事業方針】

発達障害のある人、その家族が
身近な地域で、個別の特性や状況に応じて
全てのライフステージで、切れ目のない一貫した支援を受けられるための
切れ目のない一貫した支援を受けられるための



【支援体制整備】

発達障害のある人およびその家族、関係者が、より身近な地域において必要な支援が受けられるよう、各市町村の状況に応じた体制整備を目指す。



1次的支援

- ・発達障害のある人、疑いのある人、ご家族への相談支援

2次的支援

- ・支援者への後方的な支援
<巡回相談、機関コンサルテーション、個別の調整会議など>

3次的支援

- ・発達障害支援に関する市町村の事業や部局横断的な検討会議への運営協力、普及啓発・研修など

令和4年度 支援センター事業のイメージ

発達障害者支援センター運営事業

【直接的な支援】

- 発達障害のある人・その家族への相談支援
- 関係機関との連携強化による人材育成(機関コンサルテーション・個別の調整会議等)
- 乳幼児期から成人期を通じた一貫した支援体制の整備と効果検証

【谷間の問題への支援】

- 強度行動障害支援
- 青年期キャリア教育への介入
- 親の会へのバックアップ

第3期トータルライフ支援プロジェクト

<2年目>

家族支援

(家族支援体制整備)

乳幼児期

学齢期

成人期

トータルライフ支援

切れ目ない支援体制整備

発達障害のある人を支える社会作り

【重点課題】

第3期トータルライフ支援プロジェクト (2021～2025) <2年目>

- 家族支援の推進（家族支援体制整備）
- トータルライフ支援の推進
- 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

<家族支援の推進>

ペアレントメンター養成・派遣事業

家族支援のスキル向上支援事業

1. ペアレントメンターのフォローアップとメンター事業の推進

フォローアップ研修会・交流会、連絡協議会の実施

県登録メンター（48名）の活動へのマッチングと派遣（事務局運営）

メンター追加養成（3期）のための研修会の実施

2. 家族支援を行う支援者への研修（年2回）

ペアトレのコアエレメントを理解し、「家族との相談（1回目）」や

「子どもへの対応（2回目）」に活かすための研修会の実施

3. 地域におけるペアレントプログラム等による家族支援の推進

研修型ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、茶話会の実施 等

（自立支援協議会、支援学校、倉敷市等で実施予定）

4. 家族の安心した支援拠点づくり推進事業

推進研修会（年3回）の実施（各市町村の親子教室取り組み共有）

推進実習の企画と実施（年4人、4回程度を予定）

<トータルライフ支援の推進（1）> 乳幼児期：乳幼児支援体制整備事業

発達障害児の早期支援に向け、市町村がより効果的な施策が実施できるよう、これまでの支援体制評価のための地域評価ツール(Q-SACCS)を導入する市町村のサポートと導入後のフォローアップを実施

- ・乳幼児期ガイドラインに沿った取り組みの促進と実施後のフォローアップ
(各市町村部局横断組織への出席と助言)
- ・就学前後の引継ぎ体制整備（共通支援シート）への協力
- ・市町村におけるM-CHAT実施協力
- ・M-CHAT研修会（講義+県内実践報告）の実施

<トータルライフ支援の推進（2）> 学齢期：学齢期支援体制整備事業

義務教育終了後となる中学校卒業後の高校への引継ぎ体制の強化を図るとともに、引継ぎ場面での関係機関の連携を促進する。
また学生生活の中で、将来の就労や自立を見据えた「自己理解」や「相談スキル」の獲得を支援する。また高校卒業後の進学、就労への移行支援についても促進を図る。

- ・中・高合同研修会の開催（年3回）
(教育部局・福祉部局・市町村のつながりを目指した研修会)
- ・中・高・関係機関連携会議の開催
(市町村の部局横断の検討組織のバックアップ：ガイドラインの作成と作成後のフォローアップ)
(中学校卒業後を見据えた引継ぎ体制の在り方の検討)
- ・県教委「高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業」への協力

<トータルライフ支援の推進（3）>

成人期：成人期支援体制整備事業

(発達障害者就労支援事業)

(青年期以降の支援拠点充実事業)

職場研修事業

就労支援機関による連絡会議や企業等を対象とした雇用促進研修会を開催し、発達障害のある人の雇用を促進するとともに、青年期以降の発達障害のある人が社会から孤立しないよう、支援拠点作りに取り組む市町村を支援する。

- ・発達障害のある人の県行政機関での職場研修の実施
- ・雇用者向けハンドブックの普及と職場内での活用促進
- ・雇用促進研修会の実施
- ・就労支援担当者連絡会の実施（年3回）
- ・支援拠点事業研修会の実施
- ・市町村による支援拠点立ち上げのサポート

<身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり>

発達障害者支援体制整備事業

(市町村支援体制整備促進事業)

(市町村支援体制効果検証事業)

キーパーソン活動促進事業

トータルライフ支援プロジェクトを進めていくうえで市町村コーディネーターとの連携をより強固なものにする為、各市町村の課題の共有や施策の進め方等について協議・検討をおこない、地域住民にとつて過不足ない支援に繋がっているのかの効果検証をおこなう。

- ・県・市町村発達障害者支援コーディネーター連絡会議の実施（年5回）
- ・効果検証合同研修会の実施（行政説明・実践報告）
- ・専門機関での臨地研修の実施（市町村発達障害者支援コーディネーター）
- ・キーパーソン交流グループ、交流サイトの運営管理

発達障害のある人への支援に係る取組について

- ・岡山市発達障害者支援センター
- ・岡山労働局 職業対策課
- ・健康推進課
- ・子ども未来課
- ・子ども家庭課
- ・労働雇用政策課
- ・総合教育センター
- ・特別支援教育課

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 岡山市発達障害者支援センター】

令 和 3 年 度 取 組 の 成 果 と 課 題	<取組>	
	1	相談支援実績
		発達支援 実支援人数 782人 延支援件数 2,995件
		就労支援 実支援人数 153人 延支援件数 370件
	2	発達支援
		○親子が安心して過ごせる居場所「ぽかぽか広場」
		医療受診待ち、療育開始待ちの保護者への不安軽減
		実支援人数 28組 5会場（延15回/年）
		○にこにこ教室（就学前）【中止】
		診断・療育待ちの就学前児童とその保護者へのプレ療育事業
		○巡回支援専門員整備事業（就学前訪問支援事業）
		集団生活の中で、発達が気になる児へのかかわり方について保護者とともに考えていく
		保・幼・こども園 実支援回数 18園 27回
		集団検診等 実支援回数 5回 19人
	3	成人期支援（社会参加プログラム）
	(1)	居場所プログラム 「りんく」
		一人ひとりの発達障害の特性に応じた配慮のある中で、社会につながれるような最初の一歩となる場
		1クール/年 4回 実支援人数 2人（延5人）
	(2)	働く動機づけプログラム 「ジョブりんく」
		一人ひとりの発達障害の特性に応じた配慮のある中で、講座や仕事体験、職場見学などを通して、仕事に対するイメージや支援を受けるイメージを持ち、働く動機づけを促すプログラム
		1クール/年 7回 実支援人数 3人（延21人）
	(3)	ジョブりんくユース（高校生世代）【中止】
	(4)	余暇活動
		・ボランティア活動
		トライフループ 3回 実支援人数 11人（延12人）
		おかやまマラソン 【中止】
		シーガルズ 2回 実支援人数 23人（延24人）
		リベッツ 1回 実支援人数 3人（延3人）
		・身体がよろこぶストレッチ 4回 実支援人数 9人（延18人）

令和4年度の取組方針	<p>4 家族支援 ・親の会、公民館講座等からの要望によるミニ学習会、交流会等に参加</p> <p>5 普及啓発 ・支援機関向け 　支援者のための連続講座　　4回 延 299人 　教職員対象　　1回 31人 　保健師・保育士対象　　2回 112人 　保幼・学校等対象の出前研修会　27か所 46回 　　(ひかりんぱっく研修) ・市民向け 　市民講座　　1回 221人 　公民館講座・地域要望等への講師派遣 ・企業向け 　企業向け雇用促進セミナー　【中止】 　・発達障害基礎講座　【中止】 　・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 　　身近に相談を受け診療を行う、かかりつけ医等の医療従事者に対し、 　　発達障害に関する対応力向上研修を行う 1回 (研修修了者 95人)</p> <p>※中止は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児への早期介入及び早期支援はその後の成長にとって重要であるが、医療機関等専門機関での支援までに長期間の待機が生じていることから、連携と支援の充実について検討し早期支援体制の整備を図ることが必要。 ・強度行動障害のある人への支援には総合的な支援体制と高い専門性が必要であることから、課題解決に向けた体制整備が必要。 <ol style="list-style-type: none"> 1 医療・福祉・教育の連携の強化 2 地域で支えるネットワークづくり (岡山市障害者自立支援協議会との連携) 3 就労支援に係る有効なアセスメントツールの普及を図る 4 専門性の高い職員の確保と職員の相談・支援のスキルアップを図る
------------	--

発達障害のある人への支援に係る取組について

【 所属 岡山労働局 職業対策課 】

令和 3 年 度 取 組 の 成 果 と 課 題	1 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 福祉施設等と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。 令和3年度 支援対象者…534名（うち就職298名） (令和2年度 支援対象者…551名（うち就職276名）
	2 岡山発達障害者雇用支援連絡協議会（労働局）発達障害者等就労支援連絡協議会（岡山障害者職業センター）を開催（1回目：文書開催、2回目：2月28日）
	3 障害者トライアル雇用事業の推進 事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施することにより、障害者雇用を促進する。 令和3年度 開始者…107名 (令和2年度 開始者…110名) ※障害者と事業主とのきっかけづくりのための支援として、一層の活用促進を行う必要がある。
	4 発達障害者雇用トータルソーターによる専門的支援の実施。 発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの専門的支援を実施。 令和3年度 個別相談件数…511件 就職30名 (令和2年度 個別相談件数…510件 就職19名)
	5 精神・発達障害者しごとソーター養成講座の開催 企業で働く一員の従業員の方に精神障害・発達障害に関して正しい理解を促し職場における応援者となつていただくための講座を開催（集合講座・出前講座） 令和3年度 集合講座受講者…49名 出前講座受講者…178名 (令和2年度 集合講座受講者…85名 出前講座受講者…247名)
	6 発達障害者に対する関係機関との連携 (1) 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 就職意欲があり、訓練を受講することにより職業的自立が可能であると認められる発達障害者を対象に1年間の職業訓練を実施。 令和3年度中の修了生58名：就職46名

令 和 4 年 度 の 取 組 方 針	<p>(2) 岡山障害者職業センター</p> <p>ア 障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かい人的支援の実施。（ジョブコーチ支援）</p> <p>イ 障害者の就職前の作業支援、職業準備講習等を実施し、基本的労働習慣の習得の支援の実施。（職業準備支援）</p> <p>(3) 障害者就業・生活支援センター（岡山・倉敷・津山・たかはし）</p> <p>障害者の身近な地域において就業面等における一体的な支援の実施。 令和3年度における支援件数…20,889件（うち発達障害496件）</p> <p>上記1～6については、新型コロナウイルス感染防止を図りつつ、令和4年度も引き続き取組予定。 但し、感染状況により事業の見直し等の必要が生じた場合は柔軟に対応する。</p>
--	---

発達障害のある人への支援に係る取組について

【健康推進課】

令和 3 年 度 取 組 の 成 果 と 課 題	○子どもの健やか発達支援事業（保健所実施） (1) 子どもの発達支援相談 未熟児や障害児又はその疑いのある子どもや、その保護者を対象に、発育や発達等について、児童精神科医、小児神経科医等の専門家による相談を保健所で実施した。 (2) 地域支援連絡会議の開催 市町村や医療機関等の関係機関と連絡会議を開催し、発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭に対する支援の状況の共有や検討を行った。
	○子どもの心の診療ネットワーク事業（岡山県精神科医療センター委託） 岡山県精神科医療センターを診療拠点病院に指定し、発達障害も含めた子どもの心の問題に対応するため、次の事業を行った。 (1) こどもの心の診療支援（連携）事業 (2) 子どもの心の診療関係者研修・育成事業 (3) 普及啓発・情報提供事業
	○その他（保健所実施） 市町が実施している、要観察児教室への支援を実施した。
令和 4 年 度 取 組 方 針	【課題】 地域の児童精神科医等の人材が不足していることから、専門的な相談に応じ適切な支援が行える児童精神科医等の人材確保が必要である。 また、地域での療育の受け皿が不足しており、相談後も療育につながるまで待機するケースもある。待機中は保健師が親の相談にのる等、個々のケースに合わせたきめ細やかな支援に努めると共に、発達支援相談後も、引き続き、市町村と連携したフォローアップや教育関係機関と就学後の支援に向けた情報共有を行う必要がある。
	○子どもの健やか発達支援事業 (1) 子どもの発達支援相談 (2) 地域支援連絡会議の開催
令和 4 年 度 取 組 方 針	○子どもの心の診療ネットワーク事業（岡山県精神科医療センター委託実施） (1) こどもの心の診療支援（連携）事業 (2) 子どもの心の診療関係者研修・育成事業 (3) 普及啓発・情報提供事業

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 子ども未来課】

令和3年度取組の成果と課題	1 発達障害児支援保育士等研修
	<p>人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特徴を理解した支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を県民局単位で実施した。</p>
	<p>【取組の成果】</p> <p>備中県民局</p> <ul style="list-style-type: none">・発達障害のある子どもの理解と対応についての全体講義、ケーススタディを実施（全6回）し、保育士10名が参加した。また、2か所の保育所等で巡回相談を実施し、延長や保育士等7名が参加した。 <p>美作県民局</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもの発達の課題や特性、それに係る相談機関やサービスについての全体講義を実施。後日、グループごとに事例検討を行い、保育士等延べ59名が参加した。 <p>※備前県民局は、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、中止。</p>
	<p>上記の研修を通して、発達障害のある子どもの支援に向けた保育士等の基礎知識及び実践力の向上を図った。</p>
	<p>2 放課後児童クラブへの受入促進等</p> <p>放課後児童クラブにおいて、発達障害のある子どもの受入れを促進するため、専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための支援を行うとともに、支援員に対して、必要な知識を習得するための研修を実施した。</p>
	<p>【取組の成果】</p> <p>(1) 障害児受入推進事業</p> <p>障害児の受入れに必要となる専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための経費の一部を473か所（支援の単位）に対して補助した。</p> <p>(2) 障害児受入強化推進事業</p> <p>障害児を3人以上受け入れる場合に、受入れに必要となる専門的知識を有</p>

	<p>する放課後児童支援員等を複数配置するための経費の一部を 212 か所（支援の単位）に対して補助した。</p> <p>(3) 放課後児童支援員等資質向上研修</p> <p>放課後児童支援員等を対象に、発達障害のある子どもの支援についての講座をオンライン配信で実施した。（修了者 141 名）</p>
令和 4 年 度 の 取 組 方 針	<p>1 発達障害児支援保育士等研修について</p> <p>発達障害のある子どもの支援にあたる保育士等を対象に、県民局単位で、管内の保育所等の状況や要望に応じて、発達障害のある子どもの支援に向けた基礎知識と臨機応変に対応できる実践力の向上を図る研修を実施する。</p> <p>2 放課後児童クラブへの受入促進等について</p> <p>発達障害をはじめ特別な支援を必要とする子どもの放課後児童クラブへの受入れを促進するため、専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための支援を行うとともに、指導員が発達障害のある子どもへの対応に必要な知識を習得するための研修を実施する。</p>

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 子ども家庭課】

令和 3 年 度 取 組 の 成 果 と 課 題	1 発達障害児の相談、判定業務について 児童相談所が、年度を通じて発達障害を有する子どもやその疑いがある子どもの相談支援及び心理学的、医学的判定業務を実施した。 【取組の成果】 子どもや保護者、保育所や学校等へ子どもの特性やかかわり方について助言や指導を行い、必要に応じて判定書等の発行や療育機関への紹介等を実施した。
	2 児童養護施設等対応機能強化事業 新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を考慮し「全体研修会」及び「個別事例検討会」は開催できなかった。
令和 4 年 度 の 取 組 方 針	1 発達障害児の相談、判定業務について 児童相談所が、年度を通じて発達障害を有する子どもやその疑いがある子どもの相談支援及び心理学的、医学的判定業務を実施する。
	2 児童養護施設等対応機能強化事業について 施設職員が、発達障害等の様々な課題を抱える子どもについて適切な支援ができるように「全体研修会」（2回）及び「事例検討会」（2カ所）の実施を検討する。

「発達障害のある人への支援に係る取組について」補足資料（R4）

1 心理学的、医学的判定業務

児童相談所では、児童心理司が、面接、観察、心理検査等を基に、心理診断を行い、心理学的観点から支援の内容や方針を定める。心理診断を踏まえて、子どもや保護者、子どもの所属機関等の支援を行う。なお、心理検査の種類は次の表のとおりである。

また、嘱託医師（児童精神科医、精神科医等）は、問診や診察、検査等を通じて医学診断を行う。医学診断に基づいて、子供や保護者へ助言を行う。

知能検査	ビネー式	田中ビネー知能検査(V)、改訂版鈴木ビネー知能検査
	ウェクスター式	WISC知能検査(III・IV)
	その他	DAM(グッドイナフ人物画知能検査)・K-ABC(心理・教育アセスメントバッテリー)他
発達検査	遠城寺式・乳幼児分析的発達検査、新版K式発達検査、S-M社会生活能力検査他	
人格検査	質問紙法	Y-G性格検査(矢田部・ギルフォード性格検査) TEG(東大式エゴグラム)他
	投影法	SCT(文章完成法)、P-Fスタディ(絵画欲求不満テスト)、ロールシャッハテスト 描画法：人物画、樹木画、家族画、HTPテスト、風景構成法他
その他の検査	ベンダー・ゲシュタルト・テスト、プロステイティング視知覚発達検査、DEL(非行傾向診断検査)、TSCC(子ども用トラウマ症状チェックリスト)他	

2 発達障害の判定業務件数

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央	19	7	19
倉敷	103	79	80
津山	36	44	21
合計	158	130	120

3 発達障害の相談対応件数

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央	24	6	13
倉敷	110	89	108
津山	45	49	29
合計	179	144	150

4 関係する療育機関（県内の障害児入所施設）

福祉型 旭川学園、津山ひかり学園ひかりの風 など

医療型 旭川療育園、国立病院機構南岡山医療センター など

5 出所 リーフレット「こどもたちの育ちや自立を支援する制度について」

岡山県児童相談所業務概要

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 労働雇用政策課】

令和3年度取組の成果と課題	<p>1 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催</p> <p>岡山労働局等と連携し、特別支援学校の生徒を対象とした就職準備講習会を開催したほか、求職中の障害のある人に対して、障害者の雇用を検討している企業とのマッチングを行う就職面接会を開催し、障害のある人の就業を支援した。</p> <p>2 障害者委託訓練事業の実施</p> <p>障害のある人が身近な地域で多様な職業訓練が受けられるよう企業や社会福祉法人等へ委託して実施したほか、特別支援学校高等部等の就職を支援するため、3年生を対象した委託訓練を実施した。</p> <p>3 障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>就業及びこれに伴う日常生活等の支援を必要とする障害のある人に対し、身近な地域において必要な指導や助言、その他の支援を行うため、県内4圏域において「障害者就業・生活支援センター」の指定を行っている。</p> <p>備前圏域及び倉敷・井笠圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、増大し多様化する障害のある人の要望にきめ細やかに対応できるよう支援体制の充実を図った。</p> <p>なお、就業支援分は労働雇用政策課、生活支援分は障害福祉課が所掌した。</p> <p>4 障害者雇用促進アドバイザーの派遣</p> <p>障害のある人の雇用を検討している中小企業等に「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行った。</p> <p>5 手話相談員の配置</p> <p>県内の岡山、倉敷中央、津山の計3か所のハローワークに手話相談員を配置し、障害のある人の職業相談に対応した。</p>
	<p>○引き続き、次の事業を実施し、障害のある人の雇用促進に努める。</p> <p>1 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催</p> <p>2 障害者委託訓練事業の実施</p> <p>3 岡山県障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>4 障害者雇用促進アドバイザーの派遣</p> <p>5 手話相談員の配置など</p>

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 岡山県総合教育センター】

令和3年度取組の成果と課題	<p>○総合教育センターでは、研修講座、学校支援（研修支援事業、学校コンサルテーション事業）等の総合的な取組により、教師、学校の専門性の向上に努めている。</p>	
	I 取組と成果	
	1 研修講座	
	① 特別支援教育コーディネーターの専門性向上に関する研修講座（2回）	対象：特別支援教育コーディネーター ▽新任特別支援教育コーディネーター研修講座（集合研修、事前eラーニング研修） 5月7日（金）69名受講 ・特別支援教育コーディネーターの役割を理解し、個別の教育支援計画や年間活動計画作成等の演習を通して、校内支援体制の確立について方向性を考えた。 ▽高等学校特別支援教育コーディネーター研修講座（遠隔研修） 6月2日（水）63名受講 ・発達障害等特別な支援を必要とする生徒の理解及び指導・支援や今後の取組について考えた。
	② 地域・校種間連携に関する研修講座	対象：幼・小・中・高・特 ▽地域に根ざした特別支援教育の視点を生かした校種間連携研修講座（遠隔研修） ・特別支援教育の視点を生かした校種間連携の在り方について考え、実践力の向上を図った。 9月14日（火）21名受講
	③ 通級による指導に関する研修講座	対象：幼・小・中・高・特 ▽地域で暮らすためのつながる教育をめざした通級による指導研修講座（遠隔研修） ・自立活動を中心とした通級の指導の在り方を理解し、小・中・高等学校及び特別支援学校の担当者の専門性や資質の向上を図った。 9月6日（月）7名受講
	*その他、発達障害をテーマにした研修内容（講義）は、管理職研修、初任者研修講座、小・中学校特別支援学級等新任担当教員研修講座、特別支援学級の実践力アップ研修講座、事務職員研修講座の一部でも取り上げた。	
	2 研修支援事業	○県内の市町村立の小、中学校通常の学級、高等学校、特別支援学級、特別支援学校への支援 13回
	3 学校コンサルテーション事業	○小・中学校等に出向いての学校コンサルテーション（校内支援体制の確立）49回（小学校39回、中学校7回、高等学校1回、特別支援学校2回） ○コロナ禍ではあったが、eラーニング研修、遠隔研修、ハイフレックス型研修等、研修方法等の工夫を行い、教師、学校の専門性の向上を図る取組を進めることができた。
	II 課題	<ul style="list-style-type: none">①研修後の活用及び実践に結び付く研修内容の充実②市町村教育委員会や関係機関等と連携した学校コンサルテーションの実施③令和2年度の「共生社会の担い手」の育成に関する研究内容の普及
	I 研修講座の実施	<ul style="list-style-type: none">・研修後の活用及び実践に結び付く研修内容の充実
令和4年度方針	II 研修支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・公立高等学校・特別支援学校、市町村単位、中学校区単位の研修への支援・研修後の活用及び実践に結び付く研修内容の充実
	III 学校コンサルテーション事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・市町村教育委員会や関係機関等と連携し、課題解決、校内支援体制の確立に繋がる助言・部内事前カンファレンス等による組織的な指導・助言
	IV 研究成果の普及	<ul style="list-style-type: none">・「共生社会の担い手」の育成に関する研究の内容を研修支援等に反映

発達障害のある人への支援に係る取組について

【 特別支援教育課 】

ア 学校園を支援する特別支援学校のセンター的機能の充実

○専門指導員派遣事業

要請のあった小中高校等へ専門指導員を派遣し、発達障害等のある児童生徒への支援や校内支援体制づくりへの指導助言を行うとともに、専門指導員のみでなく、必要に応じて、専門家チーム員の派遣もを行い、各学校における指導・支援について助言等を行った。

派遣実績：のべ308件

(保・幼43件、小学校73件、中学校39件、高等学校111件、その他42件)

イ 就学前からの発達障害児への支援体制づくり

○一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業

県内4校の特別支援学校（西備・東備・誕生寺・健康の森学園）に就学前支援コーディネーターを配置し、幼稚園・保育所・認定こども園に派遣して4歳児を観察し、必要に応じて検討会議（ケース会議など）を通して支援を行った。

巡回実績：20市町を対象に、のべ210回

(幼稚園69回、保育所80回、認定こども園59回、その他2回)

ウ 小・中学校における発達障害児への指導・支援

○小中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業

市内において特別支援教育を中心的に推進する人材の育成に関する実践研究を行う。特別支援教育を中心的に推進する人材の増加、適切な学びの場の体系化、地域全体の連携体制の強化を図った。

実施校：赤磐市立桜が丘小学校 瀬戸内市立邑久小学校

○特別支援教育支援員の研修会の支援

特別支援教育支援員の研修会について、単独では開催が難しい市町村教育委員会を対象に当課指導主事等が訪問し、特別支援教育支援員の専門性の向上を図った。

エ 高等学校における発達障害児への指導・支援

○高等支援学校等就労支援充実事業

特別支援学校に配置した就労支援コーディネーターを高等学校へ派遣し、今までの進路指導体制に障害者就労を加えた新たな進路指導体制の構築を図った。

支援対象生徒数：54名

○高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業

高等支援学校2校、高等学校3校を拠点校として指定し、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、全県の高等学校を支援する体制を強化した。また、特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員を中心とした教職員全体の専門性の向上をさせ、高等学校の特別支援教育推進のための体制の強化を図った。

巡回実績：123回

拠点校：県立岡山瀬戸高等支援学校 県立琴浦高等支援学校

県立勝間田高等学校 県立鴨方高等学校 玉野市立備南高等学校

発達障害のある人への支援に係る取組について

【 特別支援教育課 】

令 和 4 年 度 の 取 組 方 針	<h4>ア 学校園を支援する特別支援学校のセンター的機能の充実</h4> <p>○特別支援教育エキスパート派遣事業【新規】 要請のあった小中高校等へ特別支援教育エキスパートを派遣し、発達障害等のある児童生徒への支援や校内支援体制づくりへの指導助言を行うとともに、特別支援教育エキスパートのみでなく、必要に応じて、専門家チーム員の派遣も行い、各学校における指導・支援について助言等を行う。</p>
	<h4>イ 就学前からの発達障害児への支援体制づくり</h4> <p>○就学前からの特別支援教育拠点化推進事業【新規】 個別の教育支援計画等の確実な引継ぎや共通支援シートの作成について市町村への周知を行う。また、発達障害者支援センター等と連携し、教育分野だけでなく、保健、福祉分野にも働きかけを行う。さらに、就学前支援コーディネーター及び専門指導員の派遣を行い、研修実施の支援を行う。</p>
	<h4>ウ 小・中学校における発達障害児への指導・支援</h4> <p>○小中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業【継続】 2市を指定し、市内において特別支援教育を中心的に推進する人材の育成に関する実践研究を行う。特別支援教育を中心的に推進する人材の増加、適切な学びの場の体系化、地域全体の連携体制の強化を図る。</p>
	<p>○通級による指導におけるＩＣＴ活用研究事業【新規】 2市を指定し、通級による指導において、地理的な条件等により対面での指導が難しい際の学びの保障や、指導内容の充実、保護者等との情報共有、通級指導担当者の専門性の向上の観点から、ＩＣＴを活用した指導の在り方について研究する。</p>
	<p>○特別支援教育支援員の研修会の支援【継続】 特別支援教育支援員の研修会について、単独では開催が難しい市町村教育委員会を対象に当課指導主事等が訪問し、特別支援教育支援員の専門性の向上を図る。</p>
	<h4>エ 高等学校における発達障害児への指導・支援</h4> <p>○高等支援学校等就労支援充実事業【継続】 県教育委員会に配置した就労支援コーディネーターを高等学校からの要請に応じて派遣し、今までの進路指導体制に障害者就労を加えた新たな進路指導体制の構築を図る。</p>
	<p>○高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業【継続】 高等支援学校2校、高等学校3校を拠点校として指定し、県立高等学校等の特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制強化、一人一人の教育的ニーズに追い自他支援ができる専門性の向上を図り、県立高等学校等における特別支援教育の一層の充実を図る。</p>

各教育段階ごとの特別支援教育の充実



幼稚園・保育所

★発達障害等のある子どもの早期発見・早期対応と小学校段階への円滑な接続
【新規】

- ◎就学前からの特別支援教育拠点化推進事業
 - 園内支援体制整備
 - 研修支援体制整備
 - 相談支援体制整備

小学校・中学校

- ★通常学級における特別支援教育の指導力の向上と高い実践力を持った教員の養成
- ★授業のユニバーサルデザイン化と児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり
- ★多様な学びの場づくり

小中学校における学びの場



【継続】

- ◎特別支援教育エキスパート派遣事業
 - 小・中学校等への指導・助言を行うため、特別支援学校教員を派遣
- ◎小中学校特別支援学級担任等対象研修
 - 特別支援教育に関する専門的な知識や指導の在り方を修得する内容の研修を実施
- ◎特別支援学校教諭免許状取得促進事業
 - 教育職員免許法に基づく免許法認定講習の増設による免許状取得率の向上
- ◎小中学校における特別支援教育推進リーダー養成事業
 - 特別支援教育を中心的に推進する人材の育成

【新規】

- ◎通級による指導におけるICT活用研究事業
 - ICTを活用した指導の在り方について研究

【継続】

- ◎長期療養児支援充実事業
 - 小・中学校へ復学支援推進チーム員を派遣し、遠隔授業を実践研究

高等学校

- ★障害特性に応じた指導
- ★通級指導の充実に向けた実践的な取組
- ★道路指導の充実による確実な就労支援

【継続】

- ◎高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業
 - 拠点校を中心に、全県の高等学校を支援
 - 教職員の専門性の向上、校内体制強化

【継続】

- ◎長期療養児支援充実事業
 - 復学支援推進チーム員の派遣し、遠隔授業を実践研究
- <その他の取組>
 - 就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓
 - 【高等支援学校等就労支援充実事業】

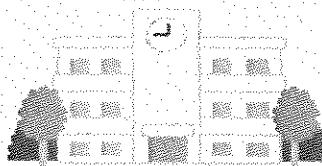
指導・助言（セントラル的機能）

特別支援学校

- ★発達障害を含む様々な障害や新たな課題に対応するための指導力の向上
- ★就労支援体制とキャリア教育の充実
- ★特別支援教育のセンター的機能の充実

【継続】

- ◎ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～
 - 特別支援学校高等部生徒が複数の企業担当者と直接話す機会の提供
- ◎可能性にチャレンジ
 - 特別支援学校技能検定～
 - パソコン技能・清掃・接遇サービス・オフィスアシスタントに関する検定の実施
- ◎特別支援学校における新しい教育課題研究事業
 - 授業づくりに関する実践研究
- ◎スクールカウンセラー等の配置
- ◎高等支援学校等就労支援充実事業
 - 就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓と高等学校への支援
- ◎特別支援学校教員専門研修
 - 外部専門家を活用した特別支援学校教員への専門研修を実施
- ◎医療的ケア充実事業
 - 指導医派遣等により医療的ケアの実施体制を充実
 - 最新の知識・技能を修得できる看護師研修体制の強化
- ◎プロに学べ！作業学習プラッシュアップ事業
 - 企画、広報・販売段階における企業との連携を重視した作業学習を研究
- ◎居住地校交流充実事業
 - 「交流館」の制度を導入し、障害のある子どもと障害のない子どもとの間での交流活動を促進
- ◎特別支援学校におけるICT授業充実事業
 - ICTを活用した授業の充実



特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加

